

更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度

裁判
審判

受刑
少年院入院

仮釈放
仮退院の審理

保護観察
の開始

保護観察
の終了



加害者の仮釈放・仮退院に
ついて意見を言いたい

意見等聴取制度 があります

- 地方更生保護委員会に対して、加害者の仮釈放・仮退院に関するご意見や、被害についてのお気持ちを述べるすることができます。
- 利用できる期間…仮釈放・仮退院の審理期間中
- お住まいの地域の保護観察所で意見に対する助言や記述書の代筆、聴取場所への付添い・同席などの支援を受けることができます。
- 詳しくは、地方更生保護委員会まで御相談ください。



保護観察中の加害者に
気持ちや意見を伝えたい

心情等伝達制度 があります

- 保護観察中の加害者に、被害に関するお気持ちや、加害者の生活・行動に対するご意見を加害者に伝えることができます。
- 利用できる期間…加害者が保護観察を受けている期間
- 詳しくは、加害者の保護観察を実施している保護観察所か、お住まいの地域の保護観察所まで御相談ください。



加害者に関する情報を知りたい

被害者等通知制度 があります

- 加害者の仮釈放等を審理する地方更生保護委員会から、審理の開始やその結果を通知します。
- 詳しくは、地方更生保護委員会まで御相談ください。
- 保護観察所から、保護観察中の加害者の処遇状況に関する事項を通知します。
- 詳しくは、加害者の保護観察を実施している保護観察所か、お住まいの地域の保護観察所まで御相談ください。



被害を受けたことによる
悩みや不安を相談したい

相談・支援 を行っています

- 専任のスタッフが、悩みや不安をお聴きし、ご相談に応じます。
- 上記の各制度の詳しい説明や、他の機関や団体が行う支援制度を紹介し、その利用をお手伝いします。
- 利用できる期間…いつでもご利用いただけます。
- 詳しくは、お住まいの地域の保護観察所まで御相談ください。

○各制度のご利用には申出の手続きが必要です(相談・支援は必要ありません)。
また、各制度にはご利用になれる方の範囲が定められています。

Q

制度を利用したことや相談内容の秘密は守られますか？ また、一人で相談するには不安があるのですが。

A

スタッフには守秘義務がありますので、相談内容や個人の秘密は守られます。
また、心情等伝達制度を除き、加害者に制度の利用が知られることはありません。
専任のスタッフがお出迎えし、専用の相談室を用意しています。
一般的な質問は、匿名でも相談できます。

Q

意見等聴取制度や心情等伝達制度の利用には役所に出向く必要があるのですか？

A

役所にお越しいただくほか、ご意見等を記載した書面のご提出も可能ですが、より感銘力のあるご意見や正確なお気持ちを把握するためにも、直接お話しいただくことをお勧めします。
なお、両制度の利用のためにお越しいただく場合は、所定の交通費をお支払いすることができます。

Q

意見等聴取制度で述べた意見等は、どのように扱われるのですか？

A

聴取したご意見は、加害者の仮釈放・仮退院を許すか否かの判断する審理に当たり考慮されるほか、仮釈放等が許可されて保護観察となった場合は、保護観察における指導に当たり考慮されます。

Q

心情等伝達制度で加害者に心情等を伝えることにどんな意味があるのですか？

A

加害者に被害の実情などを直視させ、反省やしよく罪意識を深めさせるよう指導を行います。
また、伝えた際に加害者が述べたことなどをお知らせすることもできます。

裁判後の
加害者の状況が
わからないので
不安…

事件の影響で
今も
苦しんでいる

加害者に
きちんと
謝ってほしい

加害者と
顔を合わせるのが
怖い

犯罪被害者の方々のための
制度があります

保護観察所 被害者専用電話番号

お住まいの地域の番号まで遠慮なくお電話ください

札幌	011-261-9228	名古屋	052-961-0249
函館	0138-24-2112	津	059-227-6675
旭川	0166-59-2068	大津	077-524-4420
釧路	0154-23-3207	京都	075-417-4803
青森	017-732-1049	大阪	06-6949-6522
盛岡	019-624-3433	神戸	078-351-4020
仙台	022-221-1456	奈良	0742-23-1233
秋田	018-862-4718	和歌山	073-436-2520
山形	023-631-2431	鳥取	0857-22-3519
福島	024-534-2241	松江	0852-21-2250
水戸	029-227-7072	岡山	086-224-3008
宇都宮	028-621-2298	広島	082-221-4489
前橋	027-237-5014	山口	083-922-1329
さいたま	048-651-8843	徳島	088-622-4366
千葉	043-204-7794	高松	087-822-5447
東京	03-3597-0132	松山	089-941-9985
横浜	045-201-1848	高知	088-873-1090
新潟	025-222-1500	福岡	092-737-6963
甲府	055-236-7127	佐賀	0952-27-4155
長野	026-234-2090	長崎	095-822-5194
静岡	054-253-0209	熊本	096-366-8770
富山	076-421-5663	大分	097-536-6308
金沢	076-261-0089	宮崎	0985-24-4380
福井	0776-28-7125	鹿児島	099-227-4090
岐阜	058-265-2579	那覇	098-853-2961

地方更生保護委員会 被害者専用電話番号

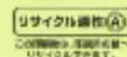
意見等聴取制度や

仮釈放・仮退院に関するお問合せはこちらへ

北海道	011-272-5270	近畿	06-6949-0079
東北	022-221-3540	中国	082-224-0920
関東	048-601-2132	四国	087-826-4055
中部	052-951-2951	九州	092-761-7822

くわしくはホームページをご覧ください

http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim03.html



平成 29 年 10 月発行

犯罪被害にあわれた方へ

裁判・審判の終了後に利用できる
制度があります。

更生保護 被害者支援

Q検索

法務省保護局

